

福祉・介護職員特定処遇改善加算算定に係る

「見える化要件」について

◎加算取得状況：福祉・介護職員処遇改善加算（I）
　　福祉・介護職員特定処遇改善加算（I）
　　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
　　] 令和6年4・5月

福祉・介護職員等処遇改善加算（I） 令和6年6月～

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

○入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者。主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

○生産性向上のための業務改善の取組

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

○やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善